

受講規約 下記をよくお読みになり、右下署名欄にご署名・ご捺印をお願いいたします。

【受講費用について】

- 1.当スクールにおいて必要なカリキュラムを修了した受講者は、JUIDAの定める要件および手続きを満たすことにより、JUIDAから無人航空機操縦技能証明証または無人航空機安全運航管理者証明証の交付を受けることができますが、受講料の中にそれらの申請料は含まれておりません。
- 2.個人申込の受講者は、受講契約の成立後、講習開始日の前日までに、当社に対し、当社の定める方法により、受講料を支払うものとします。支払にかかる費用（振込手数料等）は、受講者が負担するものとします。受講開始日までに受講料の納入がない場合、受講いただけません。

【個人情報の取扱について】

- 1.当社は、受講者および資料請求者から住所、氏名等の個人情報を取得し、次の目的で使用します。
 - (1) 受講者の受講履歴その他の管理のため
 - (2) 受講者に対し受講契約または講習に関して必要な事項を連絡するため
 - (3) 受講者および資料請求者に対し当スクールの製品、サービス、イベントその他の宣伝を行うため
 - (4) 受講者および資料請求者からの問い合わせに対応するため
 - (5) 受講料の請求をするため
- 2.当社は、取得した個人情報を法令に基づいて適切に取り扱います。
- 3.受講者は、当社に通知した事項に変更があった時は、速やかにその変更を通知するものとします。
- 4.第1項または第3項に定める通知の内容に誤りまたは虚偽があった場合、また第3項に違反して変更内容を当社に通知しなかった場合において、それにより受講者に不利益が生じた時は、当社は、その不利益について一切の責任を負いません。

【受講者資格】

- 1.当スクールの講習を受講する権利は、受講者本人のみに帰属します。受講者は、この権利を第三者に譲渡することはできません。
- 2.当スクールの講習を受講するにあたっての年齢は、満16歳以上であることを条件とします。ただし、満16歳以上であっても20歳未満の未成年である場合、保護者の同意書が必要です。
- 3.当スクールの講習を受講するにあたっては、普通自動車の免許を有していることを条件とします。免許を有していない場合には、矯正視力が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。一眼の視力が0.3に満たない方もしくは一眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.6以上であること。また、障がいを持っている方の場合には、当社が事前にJUIDAに問い合わせ、JUIDAの総合的な判断をいただきます。
- 4.受講者および受講企業は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

【受講上の留意点】

- 1.当スクールの修了証発行には、当スクールの規定する講習プログラムをすべて受講することが条件になっています。講習中にいかなる理由であっても遅刻・欠席等のため規定のプログラムのすべて、または一部を受講できなかった場合、修了証の発行要件を満たしません。
- 2.受講者が講習に欠席または遅刻した場合でも、当社は受講料の返金および講習の再提供はいたしません。
- 3.当スクールが定めた講習日程表のうち、あらかじめ受講コースをまたいで受講する前提での受講申し込みはできません。
- 4.台風・大雨・大雪等の悪天候や大地震等の自然災害等、やむを得ない理由により講習を実施できないと当社が判断した場合は、受講日程を延期させていただくことがあります。
- 5.屋外での実技練習時、練習場所への移動はお客様の自家用車にてお願いする場合があります。

【修了試験】

- 1.修了試験を課す講習について、修了試験の合格判定は、当社が客観的な基準に基づき公平かつ厳正に行います。
- 2.受講者は、当社が行った合格判定に異議を述べることはできません。
- 3.当社は、修了試験に不合格となった受講者に対し、その上限回数を3回までと定め再試験を提供します。再試験の日程は、当スクールの指定日から選んでいただけます。
- 4.修了証の発行要件を満たすには、規定プログラムの受講に加え、修了試験に合格しなければなりません。
- 5.修了試験に不合格となった者が再試験を受験する条件として、補講が必要であると当スクールが判断した場合には、その補講時間を受講し終えることとします。

【解約および返金】

- 1.受講者は、受講契約同意後、講習終了までの間、当社に対して書面で通知することにより、いつでも受講契約を解約できます。
- 2.受講者が受講契約を解約した時は、受講者は、当社に対しその解約の通知が当社に到着した時期に応じて、次に定めるキャンセル手数料を支払うものとします。
尚、キャンセルの受付時間は、弊社の営業日（土曜日、日曜日、祝日、及び弊社が定める休日を除いた日）の9：00から17：00といたします。
講習申込後の受講日変更に関しては、講習開始日の7営業日前までにお申し出の場合には、1回に限り変更を承ります（別途定めのある場合は除きます）。
この場合、キャンセル料は発生いたしません。

解約の時期（書面が当社に到着した日）	キャンセル料
講習申込日から起算して8日以内	0円
講習申込日から起算して9日目以降～講習開始日の4営業日前までのキャンセル	受講料の20%
講習開始日の3営業日以降～講習開始日の2営業日前までのキャンセル	受講料の50%
講習開始日1営業日以降	受講料の100%

- 3.受講者が本規定に基づき受講契約を解約した場合において、当社がすでに受講者から受講料を受領している時は、当社は受講者に対し、受講料から上記に定めるキャンセル料を控除した金額を返還いたします。返還にかかる費用は、受講者が負担するものとします。
- 4.受講者が下記に記載する義務および注意事項を遵守しない場合、当社は、受講契約の締結後、講習終了までの間、受講者に対していつでも受講契約を解除できるものとします。その場合において、当社は未消化分の受講料について返金いたしません。

また、受講者の違反行為によって当社に損害が生じた時は、受講者は当社に対しその損害を賠償するものとします。

- (1) 受講者は、講習を受講するにあたり、法令、本規約および当スクールに関する規則を遵守するものとします
- (2) 受講者は、講習の受講中、当スクールの講師の指示に従うものとします
- (3) 講習受講中、受講者または第三者が所有するドローン、および当社が指定するドローン以外のドローンを使用してはいけません
- (4) 当スクールの施設、設備、機器または機材を毀損・変更・改造し、無断でもしくは講習以外の目的で使用してはいけません
- (5) 酩酊状態、酒気帯り状態またはその他の薬物の影響を受けている状態で講習を受講してはいけません
- (6) 講習の運営を妨害してはいけません
- (7) 当社の許可を得ずに講習内容、当社の施設、設備、機器もしくは機材を写真撮影、録音、録画する行為、またそれらを公表する行為を禁じます
- (8) 当スクールの講師や従業員、または他の受講者へ暴言・暴力、脅迫、誹謗中傷、名誉棄損、セクシャルハラスメント、わいせつ行為、つきまとい、勧誘、金銭授受や販売行為、その他不安や不快感を与える行為を禁じます
- (9) 当スクールの敷地・施設内において、政治的活動や宗教的活動、商業的行為その他これに類似する活動を行ってはいけません
- (10) 他の受講者の個人情報その他プライベートに関する情報は開示できません。また、それらの情報を受講者が個人的に得たとしても、みだりに公開する行為を禁じます
- (11) 当スクールの敷地・施設内において、喫煙が認められた場所以外で喫煙してはいけません
- (12) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為をしてはいけません

【教材について】

- 1.講習で使用する教材等に含まれる著作物の著作権、商標の商標権その他一切の権利は、当社または当社がそれらの使用許諾を受けた第三者に帰属します。
- 2.受講者は、教材等に関し、次の項目に掲げる行為をしてはならないものとします。
 - (1) 第三者への譲渡または貸与
 - (2) 複製（印刷物を電子データ化することを含みます）
 - (3) 引用または転載（インターネット上で閲覧可能にすることを含みます）
 - (4) その他当社または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為

【法人の場合の特則】

- 1.当社は、当社の判断により、法人との間で受講契約を締結することができるものとします。
- 2.法人は、当社と受講契約を締結した時は、受講契約の内容にしたがって、その法人の役員または従業員に講習を受講させることができるものとします。
- 3.前項の場合において、法人は、自ら本規約を遵守するとともに、講習を受講する従業員等にも本規約を遵守させるものとします。
- 4.第2項の場合において、法人は当社に対し、講習を受講する従業員等の行為について一切の責任を負うものとします。

【当スクールに関するお問い合わせ先】

当スクールに関するお問い合わせ先は次のとおりです。倉敷自動車教習所宛、その他法人、部署宛にご連絡いただいてもお問い合わせ内容にはお答えしかねますのでご注意ください。

ドローンビジネスラボラトリー

上記規約をよく読み、内容に同意しました。

〒710-1306 岡山県倉敷市真備町有井1612-1

電話：086-486-3411 Eメール：dlabo@motoya-united.co.jp

署名

印